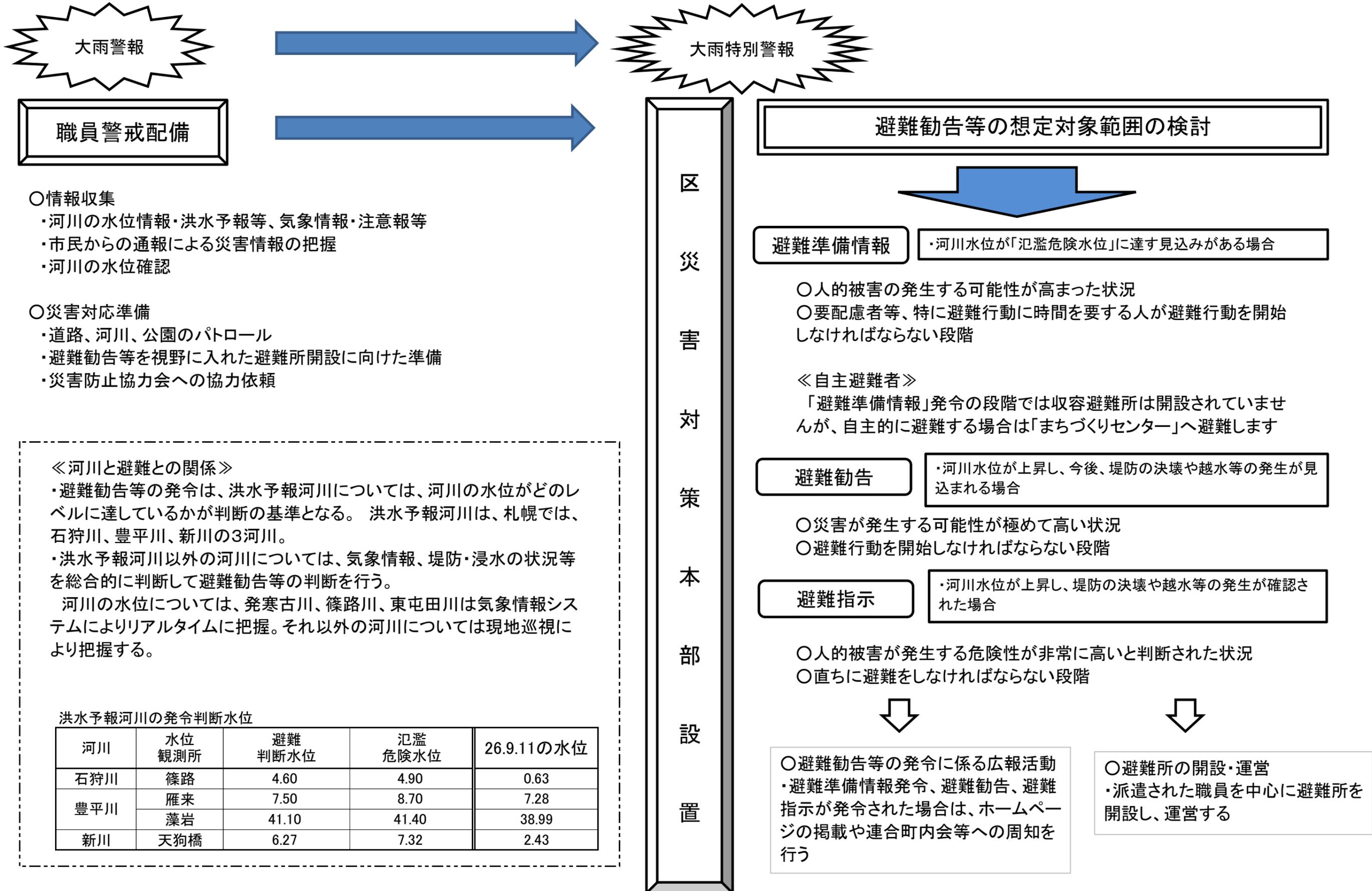


水害対応の概要について



大雨警報

大雨特別警報

職員警戒配備

避難勧告等の想定対象範囲の検討

○情報収集

- ・河川の水位情報・洪水予報等、気象情報・注意報等
- ・市民からの通報による災害情報の把握
- ・河川の水位確認

○災害対応準備

- ・道路、河川、公園のパトロール
- ・避難勧告等を視野に入れた避難所開設に向けた準備
- ・災害防止協力会への協力依頼

《河川と避難との関係》

・避難勧告等の発令は、洪水予報河川については、河川の水位がどのレベルに達しているかが判断の基準となる。洪水予報河川は、札幌では、石狩川、豊平川、新川の3河川。

・洪水予報河川以外の河川については、気象情報、堤防・浸水の状況等を総合的に判断して避難勧告等の判断を行う。

河川の水位については、発寒古川、篠路川、東屯田川は気象情報システムによりリアルタイムに把握。それ以外の河川については現地巡視により把握する。

洪水予報河川の発令判断水位

河川	水位観測所	避難判断水位	氾濫危険水位	26.9.11の水位
石狩川	篠路	4.60	4.90	0.63
豊平川	雁来	7.50	8.70	7.28
	藻岩	41.10	41.40	38.99
新川	天狗橋	6.27	7.32	2.43

区
災
害
対
策
本
部
設
置

避難準備情報

・河川水位が「氾濫危険水位」に達す見込みがある場合

- 人的被害の発生する可能性が高まった状況
- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階

《自主避難者》

「避難準備情報」発令の段階では収容避難所は開設されていませんが、自主的に避難する場合は「まちづくりセンター」へ避難します

避難勧告

・河川水位が上昇し、今後、堤防の決壊や越水等の発生が見込まれる場合

- 災害が発生する可能性が極めて高い状況
- 避難行動を開始しなければならない段階

避難指示

・河川水位が上昇し、堤防の決壊や越水等の発生が確認された場合

- 人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- 直ちに避難をしなければならない段階

○避難勧告等の発令に係る広報活動
・避難準備情報発令、避難勧告、避難指示が発令された場合は、ホームページの掲載や連合町内会等への周知を行う

○避難所の開設・運営
・派遣された職員を中心に避難所を開設し、運営する